公立博物館における情報発信

――ウェブサイトの検討を中心に

紺野 英二

はじめに

公立博物館における情報発信は、以前は企画展などのポスター・リーフレット を作成し、これを近隣の公立博物館に配布することが主であった。近年、区市町 村などの地方自治体がウェブサイトを開設し、市民サービスを行うことが当たり 前のこととなり、SNSなどを通じた情報発信を実施するところも認められる。こ れと同様に公立博物館でも公式ホームページを開設し、様々な情報発信を行うだ けでなく、SNSによる情報発信を行う館も認められるようになった。このような 状況のなかで、2022年春以降には、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため 外出制限が行われ、多くの博物館が閉館という対応をとることとなった。この対 応のなかで、インターネットをこれまで以上に活用してさまざまな事業を実施す る館なども認められる。また、外出自粛などによる学習機会の低下の影響を考 え、博物館の新たな取り組みとして「おうちミュージアム」という事業も実施さ れている1)。

新型コロナ禍におけるさまざまな取り組みが認められるなかで、個々の博物館 のウェブサイトをみてみると、地方自治体の設置する博物館でも独自のウェブサ イトを開設・運営する館や自治体組織内の一部に博物館・美術館のウェブサイト を開設する事例が認められる。また、博物館のウェブサイト上に主な事業だけを

掲載する館と、資料のデジタルアーカイブ等まで公開する館も認められる。

そこで、小稿では、個々の公立博物館で開設・運営するウェブサイトを検討し、 その現状と課題を指摘してみたい。

1. 博物館における情報発信史(広報史)

博物館における情報発信をみていくなかで、インターネットが利用される前の 「広報」についてもみていく必要がある。以下では博物館の「広報」活動を中心と した情報発信のあゆみをみていくこととする。『博物館学史研究事典』では、「博 物館広報論史」という項目がたてられ、大森威和により1930年以降の博物館の広 報の歴史が詳しく述べられた20。大森は博物館における広報を海外と国内にわけ、 海外では、アンドレ・レヴェイエの主張をとり上げた。レヴェイエは、博物館に おける広報を①新聞・放送、②ポスター、③出版、④招待に分類し、それぞれの 在り方に言及したという。また、国内では、博物館で実施される展覧会や講演会 の実施に一定の宣伝効果が認められるという棚橋源太郎の指摘がある。戦後にな ると、博物館での広報活動は博物館経営を考えるなかで、その重要性が指摘され る。倉田公裕らは、博物館における広報活動のなかでも、出版物の重要性を指 摘し、その具体例として年報と機関誌をあげた³⁾。また、原田紀子は博物館から の出版物を博物館の存在価値の向上に一定の効果があるものとした4。同様に原 田は、出版以外にインターネットを活用した広報の効果と将来性を指摘した。ま た、田中広樹は、広報活動には、市民の要望や意見を聞く広聴活動も含まれると し5、小林克は、博物館には専属の広報担当者を置き、これを実施することとそ の検証の必要性を指摘した6。

2020年初頭以降より始まった新型コロナ禍下の社会では、北海道博物館により「おうちミュージアム」という企画がはじまった。これは、緊急事態宣言下の全国の小中学校、高校、特別支援学校に対し、国が臨時休校を要請したことを

受け、インターネットを利用した「在宅での学び」を提供したものである⁷。これ に全国各地の博物館(200館以上)が賛同し、個々の博物館がそれぞれの学びを 提供している。金山喜昭は「おうちミュージアム」を分析し、①ぬり絵や折り紙、 ペーパークラフトなどへ取り組むことにより、その博物館の所蔵資料や文化財 を知る体験型、②PDFデータや動画などで常設展示や企画展を紹介する展示型、 ③収蔵資料や図録などを公開する資料提供型の3つに分類した。金山は、「おう ちミュージアム | に対して、これまで博物館が個別に行っていたオンラインによ る情報提供をひとつのネットワークを構築したと評価するとともに、博物館とい う社会教育施設が「学び」を向上するためには、オンラインによる情報発信の促 進が重要であることを指摘した⁸⁾。

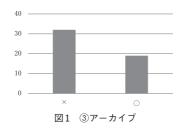
また、杉山正史は、自身が担当した学芸員資格課程受講者へのアンケート結果 を用い、学生(学芸員資格課程受講生)が積極的に企画展など博物館事業の情報 を収集し、博物館に足を運ぶようになったという変化が認められることを指摘 し、博物館における情報・メディアの可能性を指摘した⁹。なお、新型コロナ禍 下のWeb活用の事例として東京都多摩市のパルテノン多摩(公益財団法人 多摩 市文化振興財団)の取り組みに認められるような個別の取り組みなども認められ る10)。

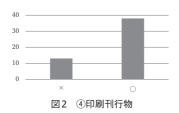
このように、これまでの博物館広報史を通覧したが、博物館広報においては、 展覧会などの案内リーフレットを作成するだけでなく、インターネットを利用す ることが必要不可欠となっている。とくに前出のパルテノン多摩のように現在の 博物館の多くはウェブサイトを開設・運営し、さらに新型コロナ禍以降は、さま ざまな情報を発信されるようになっている")。次に、公立博物館における情報発 信のあり方をみていきたい。

2. 博物館における情報発信の内容と分析

博物館では情報発信の手段として、①印刷物 (展示図録・リーフレット・ニュースレター) の配布や送付、②ウェブサイト等での発信 (SNS含む)、③広報誌 (ミニコミ誌、フリーペーパーのほか、自治体の広報誌も含む) への記事投稿のほか、公立博物館では、④マスコミ (記者クラブ) への情報提供などが認められる。マスコミ等への情報提供については、展覧会の開催時に必ず行われるものであるが、記事としての掲載の採否は時事問題や話題となる記事が優先される。そのため、博物館としては、①か②の情報発信の方法が中心となる。特に①については、限られた予算のなかでの実施となるため、隣接する自治体や同じ都道府県内に立地する博物館に送付することがほとんどである (しかも大量に送付することができない)。そのため、ウェブサイト等で発信することが重要となる。このウェブサイトでの発信を検討した新井久代は、技術の進歩と情報発信の広がりを指摘しながらも、厳しい予算のなかで情報発信を行う実態を学ぶ必要性を示している¹²⁾。

新井久代は、博物館の運営するウェブサイトの基本構成について、情報発信の内容をもとに以下の①~⑧に分類した。それは、①「展示案内」(常設展示や特別展など展覧会情報)②「利用案内」(開館日、入館料、交通アクセス)③「施設案内」(館内情報、ミュージアムショップ)④「研究関連」(研究者情報一覧・館内紀要・各種研究報告書)⑤「アーカイブ」(収蔵品データベース、蔵書検索、資料の閲覧・バーチャルミュージアム)、⑥「お知らせ」(最新情報・友の会情報)⑦「自館情報」(館の沿革や館長挨拶)⑧「その他」(関連リンク・サイトポリシー)の項目である。この新井の分類は的を射たところもあるが、重複した部分も認められる。そこで、小文中では、この新井の分類をやや改変し、博物館のウェブサイトの内容を以下の①~⑥に分類することとした。また、新井も指摘しているが、情報発信については、予算等の理由から最新の情報発信が実施できない場合も認め

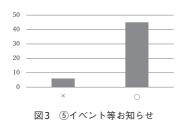




られる。そのため、近年実施されることが多いSNSによる情報発信状況も確認す るため⑥を追加した。① [展示情報]、② [利用案内] (新井の分類 [施設案内] [自 館情報 | はこれに含むものとする)、③「アーカイブ | (新井 「研究関連 | はこれに 含むものとし、動画等を公開している場合は、この範疇とする)、④「印刷刊行 物」(研究紀要や年報、図録、収蔵資料目録)⑤「イベント等お知らせ」(最新情報 やイベント告知)、⑥ [SNSによる情報発信]とする。なお分析の対象には、都内 の公立博物館園から、区市町村が設置する人文系博物館をその対象とした¹³⁾。

まず、① 「展示情報」と② 「利用案内」は、51 すべての館園のウェブサイトで 掲載されている。③「アーカイブ」の掲載状況は、32の館園で実施されず(約 65%)、19の館園 (35%) で実施されている (図1、実施の有無は○と×で表記し た)。近年の感染症の流行などを考慮すると、今日のような社会状況の変化に対 し、オンラインによる資料見学など継続的な学びを提供できるようにすべきとい う課題が認められる。④「印刷刊行物」は、アーカイブの掲載と対照的に、ほと んどの館園(38館園:約74%)で掲載されている(非掲載13館園、図2)。また、 ⑤の「イベント等お知らせ | の発信は、45の館園(約88%)でウェブサイトを活 用しており、①の「展示情報 | や②の「利用案内 | と同様、手軽に運用できるツー ルとしてウェブサイトが活用されていると理解することができる(図3)。

また、⑥ [SNSによる情報発信] では、18の館園で実施している(約35%、図

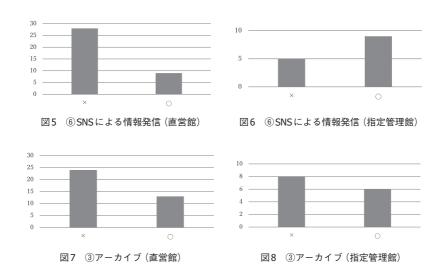




4)。情報発信の方法として社会的にも利便性の高いものとして運用されているが、公立博物館では、SNSによる情報発信を実施することが難しい館もあることがわかる。

3. 博物館運営形態の差異

ここで、区市町村の設置する博物館の運営形態について再確認したい。公立博物館の運営形態は、自治体の運営体制により異なる。この体制については、大きく2分される。一方は、自治体が直接運営する館である(以下、直営館とする)。現在、都内の博物館施設の多くがこの体制で運営されており、学芸員は、自治体職員(公務員)として採用され、博物館に任用するという方法で学芸員として着任する。もう一方は、自治体が設置する博物館を財団などに委託する指定管理者制度で運営する場合である(以下、指定管理館とする)。この差異がウェブサイトのあり方と密接に関わるのが、⑥のSNSの運用であろう(図5、図6)。SNSの運用では、特に区市町村の直営館においては、その運用をめぐり「情報セキュリティポリシー」に基づいた運用方針を明示している。140。これに対し、例えば指定管理館である府中市郷土の森博物館では、Twitter、Instagram、Facebookという3種類のSNSを用いて情報発信を行っているが、特に運用に関するセキュリティー



ポリシーやガイドライン等は認められない。自治体組織のあり方の違いもあるだ ろうが、公式ウェブサイトの更新時に、自治体の管理職の許可が必要となる直営 館と指定管理館(財団運営)というあり方(管理職が常駐する館)との違いが反映 したものといえよう。

また、SNSの運用では直営館と指定管理館の差が認められたが、これとは対照 的に大きな差の認められないのが、③「アーカイブ」の項目である(図7、図8)。 指定管理館のウェブサイト上におけるアーカイブ実施状況をみると、同数程度の 実施状況が認められる。これに対し、直営館の場合には、全37館中13の実施が 認められるのみである。

また、ウェブサイト上での位置づけでも、館の公式サイトから外部リンクを設 定して、検索システムを利用する事例が認められる。このような形態を採ること は、博物館の運営主体となる自治体のサーバーへの負荷を無くすだけでなく、自 治体全体の情報セキュリティーへの懸念を軽減する手段とも考えられる。

4. ウェブサイトにみる情報発信の課題

このように区市町村を中心とした地方自治体の設置する博物館について分析した。その結果、情報発信におけるいくつかの課題が認められた。以下では、その課題を示すとともにその原因を考えてみたい。

- ①地方自治体の設置する博物館では、展示室の案内や施設案内という基本情報を掲載する。そのほか、展覧会や講座等のお知らせやイベント情報などを発信することに活用される。
- ②SNSによる情報発信については、これを活用する館と活用しない館が認められる。博物館を運営する財団等が指定管理で運用する館については、SNSの積極的活用が認められる。また、自治体が直接博物館運営を行う館では、SNSの活用とあわせて運用ポリシーなどが示されている。
- ③ウェブサイトに資料アーカイブや収蔵目録 (一部含む) などを発信する館は、外部リンクによる運用が認められる。

①については、ウェブサイトを活用する側としては、かなり物足りない印象を持つ。この原因のひとつに自治体のサーバーの問題がある。直営の公立博物館では、ほとんどの場合で自治体の公式サイトの一部に博物館のウェブサイトが割り当てられることが多い。自治体の公式サイトは、各部署に均等にデータ容量が割り当てられており、博物館の収蔵品の写真などを掲載するとすぐにデータの容量超過をおこしてしまう。イベント情報も写真等を掲載するものの、過去の情報については早急に古いデータを消去することが求められる。また、このデータ容量については、担当者のインターネットリテラシーの差異も認められる。ウェブサ

イト等に使用するデータは容量の大きいものについては圧縮(リサイズ)して掲 載するのが基本だが、これについての知識が不足する者も認められる。また、公 立博物館ではいわゆる 「広報 | を専属で担当する者がいないことが多い。これも その要因のひとつであろう。情報発信時の決済権者の問題も認められる。直営館 で情報発信を行う場合、決済権をもつ管理職がこれを承認しないと記事が更新さ れないことがある。直営館では、所属部署の管理職が館長(決済権者)を兼務す ることも認められ、決済権者である管理職が議会対応や議会で発言する議員への 聞き取り等で不在になる時間も多い。そのために情報発信が遅れてしまうことも ある。

②SNSの活用については、いわゆる「荒らし」の問題も認められる。そのため、 運用ポリシーなどを定めて活用している。また、館によっては、それほどイベン トや講座を実施する余裕がない館も認められるので、直営館での積極的な活用に は至っていないのであろう。なお、博物館で実施する館外活動(見て歩きなど) など天候に左右されるものの連絡等には利便性が高いが、日々の開館情報の発信 だけでは、SNSを活かしているともいえないだろう。なお、公立博物館でも指定 管理館では、日常よりさまざまなイベントを実施するところが多い。このような 館の多くでSNSが活用されている状況が認められる。

③アーカイブについては外部リンクを設定してこれを行う直営館が認められ る。ウェブサイトを利用する側としては、すべての館での積極的な運用を期待し たいが、自治体のウェブサイト上に外部リンクを置くことについては、ウェブ サイトを管理統括する部署からは歓迎されないことが多い。では、公式サイト内 はどうかというと、これも歓迎されない。①で示したように直営館のウェブサ イトの根本となる自治体の公式サイトは、博物館以外のさまざまな情報が掲載さ れる。このサーバーの負荷だけでなく、ここに繋がるものには、個人情報等もあ り、情報漏洩が危惧されるところである。博物館等で業務のなかで利用するため の編集ソフトをインストールすることさえも難色を示すほどである。近年、編集

ソフトはオンラインでの登録とインストールが基本であるが、これもなかなか許可されないところもある。自治体との同一のサーバーにアクセス可能な端末に、ソフトをオンライン上からインストールすることに抵抗があるのだろう。このような理由もあり、直営館では外部リンクを用いて資料アーカイブなどを実施しているのであろう。なお、直営館も指定管理館も博物館としての機能は、同じである。資料を収集・保存・展示・調査研究と公開(展示)を行うなかで、日々増え続ける資料の整理を行うなかで、収蔵資料のアーカイブを構築し、ウェブサイト上にあげることまで手が回らない可能性もあろう。

このように①から③の原因を考えると直営館よりも指定管理館の方が行動がしやすくみえる。しかし、指定管理者制度という運営体制にも注意をしなければならない。指定管理者制度は、公的な施設を所有する地方公共団体が選定した管理者に対し、議会決議をもってその施設の管理運営を委託することができる制度で、2003年の地方自治法の一部改正以降に始まった。その委託期間は、ほとんどの自治体で概ね5年を上限としている。受託した管理者団体は、受託後4ヵ年目から次期受託へ向けての準備をしなければならない。そのため、長期的な展示計画や資料整理等含む博物館の事業計画を立てることが難しい。近年、5ヵ年以上の期間を設けて指定管理者(団体)への委託をおこなう自治体も認められるが、ほとんどが5ヵ年の期間を設けている150。そのため、資料アーカイブを含むシステム構築など長期的な計画が立てにくい状況も想定される。また、ウェブサイトへのアクセス数を博物館年次報告書(年報)に掲載しない例や博物館運営協議会でウェブサイトのアクセス解析などが行われていない状況も認められる。博物館内・外部による博物館評価を実施する際にウェブサイトのアクセス数やその分析などを行うことも必要であろう。

まとめにかえて

小稿では、都内区市町村における公立博物館のウェブサイトを素材として検討 してみた。博物館のウェブサイトのあり方は、博物館を設置する自治体のウェブ サイトの運用方針に左右されることがわかった。そのため、SNSの活用には消極 的である場合も認められ、資料のデジタルアーカイブの公開などさまざまな問題 が認められた。また、ウェブサイトの活用を通じて行った広報活動についての検 証も十分ではない。さらに、博物館を設置した自治体が指定管理者制度を採用 し、委託する場合にもいくつかのメリットとデメリットが認められた。指定管理 による運営は、広報活動を実施する際のスピードは直営館よりも優れており、運 営する自治体の方針に左右されないというメリットがある。その反面、博物館活 動については、一定期間の受託を繰り返すことになるため、事業の継続性だけで なく、情報発信についても長期計画が立てにくいというデメリットが認められ る。特に収蔵資料のアーカイブ化とその公開については、なかなか実施できない 面もあるだろう。このような問題は、同時に新たな人材登用や人材の育成にも問 題が生じるものと想定される。

令和5年4月より改正博物館法が施行される。博物館法の改正点には、登録博 物館、博物館相当施設などのこれまでの登録制度の変更だけでなく、博物館にお けるデジタルアーカイブの促進なども謳われている。このような背景なども考慮 し、今後は直営館に対しては、利用者のニーズに合った多様なウェブサイトの運 用、指定管理館には、それぞれの博物館運営に合った合理的な委託のあり方と利 便性の高い情報発信が求められるといえよう。

注

1) 渋谷美月 [臨時休館と学校休校をきっかけに始まった [おうちミュージアム | とは? 「いきいきミュージアム~エデュケーションの視点から~|文化庁HP 臨時休館と 学校休校をきっかけに始まった「おうちミュージアム」とは?一文化庁広報誌 ぶん かる (bunka.go.jp) 2022/11/30 検索

- 2) 大森威和「博物館広報論史」『博物館学史研究事典』雄山閣、2017
- 3) 倉田公裕ほか「博物館における出版活動 | 『博物館学講座8』 雄山閣、1979
- 4) 原田紀子「第8章 博物館と広報」『博物館学シリーズ4 博物館経営論』樹村房、 1999
- 5) 田中広樹「第3節 博物館と利用者サービスとの連携活動」『新しい博物館学』全国 大学博物館学講座協議会西日本部会編、芙蓉書房出版、2008
- 6) 小林克『新博物館学 これからの博物館経営論』同成社、2009
- 7) おうちミュージアム 北海道博物館 (hokkaido.lg.jp) 2022/11/30検索
- 8) 金山喜昭「コロナ禍と博物館」『21世紀の博物館学・考古学』青木豊先生古稀記念発起人会編、雄山閣、2021
- 9) 國學院大學の学芸員資格課程で2008年から2014年までの7年間実施したものという。杉山正史「博物館の情報・メディアとコロナ禍」『21世紀の博物館学・考古学』 青木豊先生古稀記念発起人会編、雄山閣、2021
- 10) 仙仁径「植物観察会での「ゆるやかな」ウェブの活用 -パルテノン多摩の事例-」 『多摩のあゆみ』第182号、2021
- 11) なお、このような状況を踏まえ、『博物館研究』第632号(令和3年1月号)では、「まず出来る、情報発信の工夫」という特集が企画され、いくつかの論考が寄せられている。
- 12) 新井久代「研究ノート 博物館情報・メディア論授業ノート 博物館における ウェブサイトによる情報発信について-」『跡見学園女子大学人文学フォーラム』跡 見学園女子大学、2020。なお、新井によれば「「博物館情報・メディア論」の授業内 容を紹介したものである」という。
- 13) 検討したのは、都内に所在する51の館である(50音順)。あきる野市五日市郷土館、同市二宮考古館、足立区郷土博物館、荒川区ふるさと文化館、板橋区郷土資料館、江戸川区郷土資料室、青梅市郷土博物館、大田区郷土博物館、奥多摩水と緑のふれあい館、葛飾区郷土と天文の博物館、北区飛鳥山博物館、清瀬市郷土博物館、くにたち郷土文化館、江東区中川船番所資料館、江東区芭蕉記念館、江東区深川江戸資料館、小金井市文化財センター、小平市鈴木遺跡資料館、狛江市立古民家園、品川区品川歴史館、白根記念渋谷区郷土博物館・文学館、新宿歴史博物館、杉並区郷土博物館、すみだ郷土文化資料館、世田谷区郷土資料館、台東区下町風俗資料館、立川市歴史民俗資料館、中央区郷土博物館、調布市郷土博物館、千代田区日比谷図書

館文化館、豊島区郷土資料館、中野区歴史民俗資料館、練馬区石神井公園ふるさと 文化館、八王子市郷土資料館 (桑都日本遺産センター八王子博物館)、羽村市郷土 博物館、パルテノン多摩ミュージアム、東村山ふるさと歴史館、東大和市立郷土資 料館、日野市郷土資料館、日野市新選組のふるさと歴史館、桧原村郷土資料館、府 中市郷土の森博物館、福生市郷土資料室、文京区ふるさと歴史館、町田市自由民権 資料館、町田市民文学館ことばらんど、武蔵野市ふるさと歴史館、武蔵村山市立歴 史民俗資料館、めぐろ歴史資料館、瑞穂町郷土資料館けやき館、港区郷土歴史館

- 14) その一例として北区飛鳥山博物館があげられる。sns-youtube-policy.pdf (city.kita. tokyo.jp) 2022/12/01 検索
- 15) 博物館への委託事例ではないが、目黒区では、2008年に「指定管理者制度活用の 基本方針|を改定し、「長期的に安定したサービスが求められる施設|について は、委託期間を10年までの範囲で適切な期間を設定することが可能とされている。 kihonhoshin20.pdf (city.meguro.tokyo.jp) 2022/12/01 検索

(2023年1月12日受理, 2023年1月18日採択)